

平成18年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 保健福祉部
 保健福祉課、保護課、児童福祉課・北部児童館・橋北児童館・塩浜児童館・こどもの家、
 介護・高齢福祉課、障害福祉課、保健センター・三重北勢健康増進センター
 3 監査実施期間 平成18年4月25日から平成18年5月10日まで
 4 監査結果報告 平成18年8月21日

監査の結果(指摘事項)

措置または対応状況

【保健福祉課】

(1)文書事務について 各種団体への補助金交付事務について、補助金等交付決定通知書に記載する補助金の額に記載誤りが見受けられたので、四日市市文書取扱規程に基づき適正文書事務を行うよう注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
---	---------------

【児童福祉課・北部児童館・橋北児童館・塩浜児童館・こどもの家】

共通(1)現金等の管理について 郵便切手や駐車券の管理について、所定の受払簿が備えられていなかったり、受払簿による残高と保有枚数に不整合があった。適正な受払簿を整備するとともに定期的に受払簿と現在枚数の確認を行うなど適正な管理に改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年4月14日 受払簿を整備するとともに、定期的な照合及び現物確認を行うなど適正管理に努めている。
(1)財産管理について 公印の管理について、公印台帳の副本が保管されていなかったため、四日市市公印規則第8条の規定に基づき、公印台帳の副本を作成して適正に管理を行うよう改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年4月14日 指摘後直ちに公印台帳の副本を作成し、適正な管理を行うよう改めた。

【障害福祉課】

(1)物品の貸付けについて 物品の貸付けについて、市有物品貸付決定通知書の発行や受領書の徴収等所定の手続きがなされていなかったため、市以外の者へ物品の貸付けをする場合は、四日市市会計規則第155条の規定に基づき適正な手続きを行うよう改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年5月31日 会計規則第155条に基づき所定の手続きを行うとともに、物品の貸付けに際し手続きに遺漏のなきよう努めている。
---	---

【保健センター・三重北勢健康増進センター】

<p>共通(1)現金等の管理について 郵便切手や駐車券の管理について、所定の受払簿が備えられていなかったり、受払簿による残高と保有枚数に不整合があった。適正な受払簿を整備するとともに定期的に受払簿と現在枚数の確認を行うなど適正な管理に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成18年5月1日 監査指摘後、従来の郵便切手と駐車券の受払い簿をより詳細なものに整備し、毎月所属長の決裁を受けている。また、枚数確認も適宜実施し、適正な管理に努めている。</p>
---	---

平成18年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 保健福祉部
保健福祉課、保護課、児童福祉課・北部児童館・橋北児童館・塩浜児童館・こどもの家、
介護・高齢福祉課、障害福祉課、保健センター・三重北勢健康増進センター
- 3 監査実施期間 平成18年4月25日から平成18年5月10日まで
- 4 監査結果報告 平成18年8月21日

監査の結果(所見)

措置または対応状況

【保健福祉課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成19年8月21日 近況は窓口対応などでその内容が困難化、複雑化しているため、個別相談時間が長くなり、通常業務の執務時間内での処理が難しい状況にある。しかし、職員の健康、職場の安全衛生面から時間外勤務の縮減の必要性は十分認識しており、業務の見直しや職員間の担当割振りの見直しを行いつつ、ノー残業デイの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減の努力している。</p>
<p>共通(2)現金等の管理について 日常の現金管理とともに郵便切手、駐車券などの金券などについて、常に在庫と消費を勘案し計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制をとること。【検討事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成19年8月21日 切手、駐車券などは日々その使用枚数及び残高を確認し、台帳に記入して適切に管理を行っている。また、手持ちの在庫についても使用状況等を勘案し、最小限に留めるとともに、施錠ができる場所に保管し管理をしている。</p>
<p>(1)貸付金について 福祉資金貸付金及び災害援護資金貸付金の回収事務について、滞納者への訪宅指導など収納率の向上に日々努力しているが、依然として多額の滞納額となっている。引き続き、未収金の効果的な回収方法を検討し適正な滞納整理に努めるとともに、併せて、個々の生活実態を精査し不納欠損処分の手続きについても検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成19年8月21日 福祉資金貸付金及び災害援護資金貸付金の回収について、滞納者への定期的な訪宅指導や納入案内を送付するなど収納率の向上に努力している。個々の生活実態を的確に把握することが難しいことも現実であるが、不納欠損処分やさらに収納率が向上できるような方策を検討していきたい。</p>

<p>(2)自立支援について 少子高齢化など社会構造の変化や市民の価値観・ニーズが多様化する一方、市民相互の社会的なつながりが希薄化するなかで、これからの公的支援は地域社会のなかで自立し生活していくための仕組みづくりが重要と考えている。施策の推進に当たっては市民への説明責任を果たすとともに、社会福祉協議会や民生委員等との連携を図るほか、ボランティア・NPOなど市民の主体的な活動を更に広げる取り組みに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 指摘のとおり、高齢者などが増加するなか、住民相互の共助の取り組みが不可欠であり、その中核として社会福祉協議会や民生委員等の担う役割がさらに重要となることは十分に認識している。また、ボランティア・NPOなど市民の主体的な活動を更に広げるための支援に努力してまいりたい。</p>
<p>(3)西南総合福祉センターについて 西南総合福祉センターについては、社会福祉協議会の所有ではあるが、建物は老朽化しており耐震性にも問題がある。今後の市域全体の老人福祉センターの位置付けについて早急に具体的な計画を立て当該センターのあり方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 建物の耐震性に問題があるため、早急に取り壊す必要があるため、平成19年度から関係各課が連携し、利用者等にその危険性を説明し理解を求めつつ、一方で利用者の活動の移転先を模索しながら調整を行っている。</p>

【保護課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成19年8月21日 生活保護受給者が増加してきて職員の増員や職員の適性能力による職場内での異動、業務のスクラップアンドビルドの検討等を行っているが、職員1人あたりの業務量が増えていて困難な状況にある。職員の健康管理では、可能な限り週に1回のノー残業デーを実施させるよう指導中である。</p>
<p>(1)相談・生活指導体制の充実について ケースワーカーの配置数が、社会福祉法に定められている生活保護世帯数を基準とした配置数に対して不足している状況にある。ケースワーカーの増員に努め、生活保護家庭に対する相談や指導体制の充実を図ること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 生活保護受給世帯の状況に応じて、職員の配置を検討しており、過去3年間とも80ケースを超える増加傾向であったため、最近3年間でケースワーカーが1名ずつ増員となった。</p>
<p>(2)就労支援について 生活保護世帯が増加するなかで、扶助費の支給による最低生活の保障に加えて、就労支援による被生活保護者の自立をより重視した生活保護制度がますます重要となっている。今後、国・県等関係機関等との連携を図りながら、生活保護世帯の自立・就労支援に向けた効果的な事業の実施に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 現在、職員配置している就労専門支援員1名が、ケースワーカーと協力しながら就労障害要因のない保護受給者に対し支援を続けており、18年度には98名が就職することになった。今後、需要が増えれば体制強化を図ることを検討したい。</p>

<p>(3)要援護者の支援体制について 要援護世帯からの相談内容は、複数の問題が複雑に交じり合ったものが多く、この傾向は近年拡大しつつある。このような状況のなかで、要援護世帯に対する支援について、保健福祉部各課が連携して支援にあたりるとともに、相談事例によっては外部の福祉関係機関や保健・医療機関等との連携を図るなど総合的な支援サービスの充実に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 社会保障制度に精通した生活支援専門相談員を配置し、複雑多岐な問題をもつ住民の相談に福祉関係機関や医療機関、地元民生委員などと連携を図り、解決のための支援を行っている。平成18年度に1200件を超える相談があり、889件に支援を行い、312件に生活保護を適用した。</p>
---	---

【児童福祉課・北部児童館・橋北児童館・塩浜児童館・こどもの家】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 月平均時間外勤務については、平成16年度37時間、17年度39時間、18年度31時間と全体として縮減に努めており、職員も十分に意識しているものと感じるので、引き続き縮減に向けて努力したい。一方では、家族関係などの深刻な課題を抱える家庭が増え、相談や対応に以前よりも時間がかかるという状況があり、保育所入所や家庭児童相談では、相談に時間がかかり、対応等に要する労力も増えている。 家庭児童相談については平成19年度から相談、対応のための体制を強化して、児童虐待をはじめとする要保護児童への対策を行っているが、相談の深刻化などの課題がある。また、保育料の滞納対策や待機児童の防止、育児不安等のある子育て家庭への支援など、今後も業務量は増加していくと考えている。 こうした中、内部での情報共有や協力体制、業務内容の見直しなどを行うとともに、時間外勤務縮減に向けて職員一人一人が努力できるよう努めたい。</p>
<p>(1)保育園の送迎用駐車場について 保育園における園児の送迎用の駐車場について、園によって状況が異なるものの、駐車場の確保に苦慮している保育園が数多く存在している現状である。付近の住民への迷惑や園児の安全を考慮し、当課が主導的に各園の現状を把握してできる限り駐車場の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 監査でご指摘いただいたとおり、送迎用駐車場の確保に苦労している園もあるため、用地に関する情報の収集や工夫など、着手可能なところから送迎用駐車場の整備を行っていく。 平成18年度においては、懸案であった笹川西保育園について、近隣には遊休地がないため、上下水道局から使用許可を受けている進入路や法面を活用することとし、同局並びに地元関係者、警察に理解を求め、非常対応車両の駐車場所を確保するとともに、進入路上の夜間施設封鎖により違法駐車解消を行い送迎用駐車スペースの確保を行った。また、送迎時の路上駐車について地元からご批判のあった富田保育園については、従来から職員が自費で借りていた駐車用敷地を送迎用として提供し、職員は他の月極め駐車場に移ることで送迎用駐車場を確保した。 今後も、地元への迷惑や園児の安全に配慮し、必要な送迎用駐車場の確保に努める。</p>

<p>(2)委託業務の随意契約について 予定価格が50万円を超えない委託契約については随意契約ができ、そのうち10万円未満の少額のものを見積書を徴する必要がないが、各保育園の園庭樹木剪定や消毒業務委託について同一業者に単独随意契約を行っている。1件あたりは少額であるが全保育園で年間を通じての合計金額は相当の額になるため、競争性、公平性の観点から適正な契約方法等について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】平成19年8月21日 樹木消毒については害虫の発生状況により緊急を要する場合が多く、また通年の発生状況が一定していないなどの課題もあるが、契約手法等について契約担当課の指導を受け検討を行っていく。</p>
<p>(3)滞納繰越金について 保育所負担金等の滞納繰越金について、適切な管理を行い徴収努力するとともに、生活困窮等で徴収の見込みのない世帯については適正なルールと基準に基づいて毎年計画的に不納欠損処理を行うよう検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】平成19年8月21日 保育所負担金は、利用者間において不公平が生じないように徴収するべきものであるが、家庭の生活実態を見極め、生活困窮や居所不明等の納付困難な場合を客観的に判断し、負担金の不能欠損処理を行う。併せて、生活状況を考慮し納付可能と判断できる世帯が、再三の納付催告にも応じず、納付実績・相談等がない場合には、財産調査を行って滞納処分(差押)の実施を含め検討を行っていく。</p>

【介護・高齢福祉課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成19年8月21日 介護保険事業所の指定・指導や高齢者虐待への対応など市の役割が強化されたことにより業務は増大しているが、課内の連携強化による業務分担の適正化や業務の効率的遂行により、引き続き時間外勤務の縮減に努めたい。</p>
<p>(1)介護保険制度について 社会の高齢化が一層進む中、要介護者の増加に伴い介護サービス量及び費用の一層の増加が見込まれ、今後は介護サービスの適正化に向けた取り組みが一層大切な課題となる。市が果たすべき範囲を見極め、介護保険制度の安定的な運営を確保するために努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成19年8月21日 18年度は、医療情報との突合を行うなど介護給付のチェック強化に努めた。19年度についても、関係機関と連携しチェック内容を充実させていくとともに、ケアマネジャー向けの手引きの作成を行うなど、適正化に向けた取り組みを強化している。</p>
<p>(2)滞納整理について 介護保険料の滞納整理に、全課職員により訪問徴収を行うなど努力を重ねているが、効果という点からは、まだ十分とは言えない。滞納整理にかかるコストを意識するなど、費用対効果も考慮し、関係各課と連携を図りながら、市全体としての滞納整理の効率的なシステム構築について検討すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成19年8月21日 滞納整理にあたっては、他課との連携、情報交換を今後も図っていく。保険料負担の公平性を確保するため、引き続き全課体制で訪問徴収を実施するほか、収納機会を増やすよう収納方法の検討を行うなど、努力を継続する。</p>

【障害福祉課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成19年8月21日 17年度は、通常の業務に加え、障害者自立支援法にかかる制度改正による事務や指定管理者制度導入にかかる事務などが増加したため、時間外勤務が増加したが、18年度は正規職員の増員、事務分担の随時見直し、情報の共有化、事務補助のための臨時職員の雇用などを引き続き行い、18年度は一人あたりの時間外勤務時間数を削減した。今後も時間外勤務時間数の削減に努力し、職員の健康を保持・増進し、円滑な業務の遂行につなげていきたい。</p>
<p>(1)滞納整理について 障害者施設入所者負担金について、長期に渡る滞納があるが、保護者の高齢化や死亡等で収入の見込めないものが多くある。滞納者の生活実態等をしっかりと把握し、市が徴収している税金や他の使用料との整合性を図りながら、年次的、計画的な整理の仕方について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成19年8月21日 滞納分については、滞納者の世帯の生活実態の把握に努め、時効となっているものもあるため、年次的に不納欠損処分も行うよう整理を進めている。</p>
<p>(2)普通財産の無償貸付について 普通財産を、安定的な運営のためという理由で、一部の授産施設に無償で貸し付けているが、他の授産施設との整合性を図るため、無償貸付の是非について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成19年8月21日 無償貸付の施設については、貸付当時、知的障害者施設が他になかった経緯があることや、小規模作業所に対して運営費補助を行っている現状であることから、現時点では使用料の徴収は難しいと考えるが、障害者自立支援法の施行に伴い、施設が新体系の施設に移行するなどの機会を捉えて徴収をする方向で検討していきたい。</p>
<p>(3)各種サービスの提供について 障害者の自立、社会参加を促進するため、いろいろなサービスが実施されているが、障害の種類や一人ひとりの考え方により、受けたいサービスも違うので、必要なサービスを必要な人が適時に利用できるよう、制度の周知や相談業務等をより一層充実させるよう努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成19年8月21日 障害者自立支援法にかかる制度改正などについて、説明会の開催やパンフレットの配布やケースワークでの対応などにより、制度の周知を図り、個々の障害者に応じた適切なサービスの提供に努めた。また、相談支援事業については、19年度から社会福祉法人等の委託先を増やし、より身近なところで相談が受けられるよう、地域関係者間の調整・連携のさらなる強化を図れるよう事業を実施している。</p>

【保健センター・三重北勢健康増進センター】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が恒常化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性や職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年8月21日 保健センターの平成18年度所属平均時間外は15時間である。毎年13時間～15時間で推移しており、日曜、休日に健診や健康教室等の事業を実施した場合は、振り替え休日を取得するよう徹底している。 産休、育休取得者が多い中で、業務が特定の職員に偏らないよう、臨時職員も含めた業務の見直しを図っている。</p>
<p>共通(2)現金等の管理について 日常の現金管理とともに郵便切手、駐車券などの金券などについて、常に在庫と消費を勘案し計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制をとること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年8月21日 監査指摘後、従来の郵便切手と駐車券の受払い簿をより詳細なものに整備し、毎月所属長の決裁を受けている。また、枚数確認も適宜実施し、適正な管理に努めている。</p>
<p>(1)ヘルスプラザ事業の拡大について 生活習慣病の改善に重点をおいた健康づくり事業として、厚生労働省の指定を受けて平成16年度から3年間のヘルスアップ事業を実施しており年間3,000名を超える利用がある。この事業の個別健康支援プログラムは、高血圧、糖尿病などの生活習慣病予備軍に対する健康支援策を3年かけて開発、実施、評価するもので、今後のヘルスプラザの健康づくりの柱として期待できるものである。特色ある市民サービス事業としてメニューの充実、拡大を図り、民間のスポーツ施設とは一味違ったものとして、市民サービスの推進に努めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 ヘルスアップ事業の成果を既存保健事業に取り入れ、生活習慣病予防改善事業の充実を図った。また、市民と協働で健康づくりの地域への展開を図るため、市民ボランティアの養成・育成に努めている。今後も引き続き、健康づくりの維持増進のため保健指導や相談、各種教室等の事業を推進していく。</p>
<p>(2)委託料について 三重北勢健康増進センターの施設保守点検では一括した単独随意契約が見られるので、一層の経営効率化や透明性、競争性を確保するためには、分割などしてできる限り競争入札や2者以上による見積り合わせを行うよう努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成19年8月21日 経営効率化、透明性確保のために見積り合わせ等検討していきたい。また、19年度中に指定管理者導入の可否を決定する必要があるため、再度委託業務の見直しを図っていく予定である。</p>